

緊急事態宣言を受けた兵庫県内ハローワークの業務体制について

新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言を受け、対象地域である**兵庫県内ハローワークでは、利用者ならびに職員の感染拡大防止の観点から以下のように業務体制を縮小して運営しております。**利用者の皆さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【業務体制】

- **開庁する施設を限らせていただいております。**
詳細は[こちらのページ](#)をご確認ください。
- **開庁する施設においても、窓口体制を縮小して運営させていただいております。**

【窓口のご案内】

■お仕事をさがしている方

- はじめて失業給付の手続きをされる方
ご本人確認が必要となりますので、来所いただくようお願いします。
- 雇用保険を受給中の方
緊急事態宣言を受け、郵送による失業の認定が可能となっております。
詳細は[こちらのページ](#)をご覧ください。
- お仕事さがしのご相談等
縮小期間中は、窓口数を減らし、求人検索機の利用時間、稼働台数を制限させていただきます場合があります。ハローワークインターネットサービスを活用した求人情報検索のほか、お急ぎの方は電話での職業相談等をご利用ください。
ハローワークインターネットサービス → <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

■事業主の方

- 求人申込み：**感染拡大防止の観点から求人者マイページ、郵送、FAXをご活用ください。**
- 雇用保険適用関係：**感染拡大防止の観点から原則として、郵送、電子申請による受付とさせていただきます。**

